

一八八〇年代末における清朝官僚の外国事情調査

——洪勳の北歐南欧遊歴と繆祐孫のロシア遊歴——

佐々木 揚

はじめに

一八八七年（光緒十三年）清朝は六部の中下級官僚二二名を選抜して約二年間の予定で海外諸国を遊歴させ、帰国後報告書を提出せしめた。これは、一八七〇年代以降における常駐外交使臣や米欧への官費留学生の派遣に続き、海外諸国についての情報を直接獲得すべく清朝が採用した第三の方策であつて、清朝中国の近代化乃至は近代国際社会への参入という問題を考える際、興味深い一事例であるといえる。

しかしながらこの事例は、これまで中国近代史研究において論及されることが極めて少なかった。筆者は拙稿「洋務運動期における清朝の外国事情調査」においてこれを取り上げ、遊歴官の派遣経過とともに彼らの姓名・経歴その他の基礎的なデータを整理し、さらにこの問題が清末期の外国理解にとって如何なる意味を有したのかについても若干言及した¹⁾。ただこの論文では個々の遊歴報告書の内容には殆ど触れなかったので、本稿では、今日報告書が残っている五名の中二名の官僚の報告書について、紹介と検討を行いたいと考えている。この二名とは、北歐・南欧を遊歴した洪勳とロシ

アを遊歴した繆祐孫であるが、他に、日本及び南北アメリカを遊歴した傅雲龍と顧厚焜、並びに英仏・インド・東南アジアを遊歴した劉啓彤が報告書を残している。本稿で洪と繆を取り上げるのは主として紙幅の制約という理由によるが、又、傅・顧・劉についてはこれまで若干の研究が言及しているからでもある²⁾。この三名についての検討は別の機会に譲ることにしたい。

なお、以下においては、年月日の表記は原則として旧暦による。

一 光緒十三年における遊歴官の派遣

遊歴官の海外派遣は、光緒十年（一八八四）御史謝祖源が以下のような趣旨の上奏を呈したことに端を発する。同治年間より外交使臣を海外へ出すようになったが、その随員や幕友には人材がいな³⁾い。國家が科擧によつて官僚を採用するのは、經世済民の意氣が文章に寓されているからであらう。いま翰林院・詹事府・六部の官僚の中には「抱負の常に非ざる者」がいる。在外公使をして一國毎にかかる「奇傑の士」二名を同行し一年間遊歴させ、優秀な者は後日外交使臣に任じてはどうか。

總理衙門は、光緒十年十二月六日付の上諭でもつて謝の上奏の検

討を命ぜられ、吏部・翰林院と協議の上、その結果を上奏する。総理衙門は官僚の海外遊歴につき次のように論じた。古代においては「器数の学は本より義理の学と並び重んぜられた」が、近世の士大夫は大むね見識が狭く、今日の国際関係や「富強の本計」について言及を深しとしない。外国の科学技術は中国の古代にあったものに基つているのに、これらを真剣に学ぶ者は少ない。それ故海外遊歴によつて、「敵情を察し、洋律に通じ、製造測繪の要を諳んじ、水師陸戦の法を習い、税務・界務・茶・商・牧・礦の諸事宜を講求」するのが良い。総理衙門は、このような判断に立つて、公使館員の任地国内遊歴と調査研究、及び在外の留学生・軍人による各種技術の学習に加え、翰林院・詹事府・六部の官僚で工学・数学・地理学・軍事の知識を有し意志・身体とも堅固な者がいれば、翰林院・六部より推薦させ、総理衙門で選考の上諸外国を遊歴させることを提案した(3)。

以上の如き計画は光緒十一年二月十一日付の上諭で裁可され、このことは英独など諸外国に駐在する清国公使にも通知された。但しこの時は官僚の海外遊歴についてこれ以上の具体的な措置がとられることはなかった。

遊歴官派遣計画は光緒十二年末に至り漸く進展し始める。即ち十二月十日総理衙門に上諭が下され、以前総理衙門は海外へ出す官僚を翰林院・六部より推薦させることを請うたが、二年近く経つにもかかわらず誰も推薦されていないとして、総理衙門から翰林院・六部へ通知して三カ月以内に適任者を推薦させよと命じたのであった(4)。この時かかる上諭が出たのは、駐英露公使曾紀沢が帰国し十一月十八日総理衙門大臣に任命されたことと関係があると思われる。

る。曾紀沢は遊歴官の派遣に中心的な役割を演ずることになる。

以後翰林院・六部では遊歴志望者の選定に着手し、他方総理衙門は「出洋遊歴章程」一四カ条を作成して光緒十三年四月二十六日皇帝の裁可を得た(5)。以下この章程によつて遊歴官派遣計画の概略を記しておく。

先ず遊歴官の人数・期間及び経費については、五品以下の官僚一〇乃至一二名を一年半乃至二年間海外へ出し、遊歴官には月額二〇〇両を、同行の通訳には五〇両を給するとした(一、三、四、五)。予算は年間四万余両と見積られた。選考については、翰林官は翰林院で選考し、六部の官僚は総理衙門で筆記試験を実施して選ぶとされた(二、六)。遊歴官の任務は次のように規定された。「各処の地形の要隘、防守の大勢、及び遠近の里数、風俗、政治、水師、砲台、製造廠局、火輪舟車、水雷、砲彈を詳細に記載し、以つて考査に備う」べきこと(九条)。また「各国の語言文字、天文、算学、化学、重学、光学、及び一切の測量の学、格致の学」の中で学んだことがあれば、報告書を提出すること(一〇条)。

ところで、光緒十一年二月の総理衙門の計画では翰林院官僚も総理衙門で選考するとしていたが、出洋遊歴章程ではこれが改められている。エリート官僚候補たる翰林官を総理衙門が試験することに抵抗があったのかもしれない。とまれ翰林院で選考が行われたかどうかは詳らかでなく、今回遊歴官として海外へ出たのは全て六部の官僚であった。

遊歴官の選考試験は、光緒十三年閏四月二十一、二十二日、同文館で実施された。この試験については総理衙門大臣曾紀沢が中心的な役割を演じたことが、『曾患敏公手寫日記』の記事より推測され

る。当時総理衙門大臣は合計一名であったが、海外に勤務した経験を持つ者は曾紀沢一人であった。閏四月二十一日には吏部・戸部・礼部より推薦された官僚二〇名——但し受験予定者は三二名であった——が受験し、「海防辺防論」と「各海口緊要形勝論」の二題が出題された。二十二日は兵部・刑部・工部の官僚三四名——受験予定者は四四名——が受験し、「鐵路応開不応開論」「明代以来中外交渉論」が出題された。

この筆記試験には二八名が合格した。総理衙門は二八名に対し五月二十四日面接を行い、彼らは六月四日皇帝に引見され、この時海外へ出す二二名が最終的に決定された模様である。総理衙門は二二名を何れの国へ送るかを決め、彼らは七月一八日総理衙門にて旅券を受け取り大臣たちから激励された後、八月から九月にかけて北京を出発していった。

次に、どのような官僚が遊歴官に選ばれたのかを見てみよう。

『申報』光緒十三年九月十二日号には「考取遊歴人員名單」が掲載されている。これは筆記試験合格者二八名のリストであり、「傅雲龍、浙江監生、兵部候補郎中、年四十六歳」といったデータが記されている。これによれば、二八名の年齢は二四歳から五三歳までであり、官職についてみれば、候補郎中二名、候補員外郎二名、学習主事八名、候補主事一四名、堂主事一名、学習筆帖式一名となっていた。また彼らの資格は、進士九名、監生九名、舉人三名、附貢生二名、附監生一名、附生一名、優貢生一名、拔貢生一名、官學生一名であった。ところが面接試験を通過して海外遊歴に出された一二名についてみれば、進士が九名、監生が三名となっている。即ち、進士の資格を持つ筆記試験合格者は全員が海外へ派遣されるこ

とになったのである。これは偶然の結果とは思われず、官僚の中でも最も正統的な学識・教養を持つとみなされる進士に外国事情を調査させようという意図が働いていたと考えてよいであろう。因みに一二名の官職は、候補郎中一名（監生）、候補員外郎一名（監生）、学習主事七名（進士）、候補主事三名（進士二名、監生一名）であった。

このように、一二名中、捐納による監生が実職のない候補官であったのは勿論、九名の進士も、六部で見習い中の学習主事或いは候補主事であり、いずれも無給であった。彼らが遊歴官の募集に応じた動機について、繆祐孫の伝記には、「丙戌に進士となり、戸部主事に点るも、意は快快として自得せざるがごとし。旋て外国遊歴員に考取さる」とある。また同時代人の李慈銘は、応募者は大むね職がなく困窮し無聊に苦しんでいる者か、さもなければ冒險に出て僥倖を得ようとする者であろうと記している。蓋し一二名は、海外事情への関心もさることながら、進士であれ監生であれ、実職に任命される見通しのつかぬ無給の京官生活に楽しまざるどころがあり、遊歴官の募集に応じたものと推定される。

次に一二名の姓名、字、籍貫、資格、官職、年齢、遊歴先、及び伝記の所在を示す。なお籍貫、資格、官職、年齢は『申報』光緒十三年九月十二日号に拠り、『大清摺紳全書』（光緒十三年夏）で補っている。

(1) 傅雲龍（懋元）——浙江德清、監生、兵部候補郎中、四十六歳、日本・南北アメリカ、『德清縣新志』（民国十二年）巻七。

(2) 顧厚燭（少逸）——江蘇元和、光緒九年の進士、刑部学習主事、四十四歳、日本・南北アメリカ、『吳興志』（民国二十二年）

卷六八下。

- (3) 繆紹孫（右岑）——江蘇江陰、光緒十二年の進士、戸部學習主事、三三歳、ロシア、『江陰縣志』（民國九年）卷一五。
- (4) 李瀛瑞——山東萊陽、光緒九年の進士、刑部候補主事、四〇歳、ロシア、『萊陽縣志』（民國二十四年）卷三上。
- (5) 劉啓彤（丹廷）——江蘇宝応、光緒十二年の進士、兵部學習主事、三三歳、英仏・インド・東南アジア、『宝応縣志』（民國二十一年）卷一二。
- (6) 李秉瑞（醴泉）——広西臨桂、光緒九年の進士、礼部學習主事、三二歳、英仏・インド・東南アジア。
- (7) 陳繼唐（雙卿）——江蘇江陰、光緒十二年の進士、工部學習主事、三一歳、英仏、『江陰縣志』卷一六。
- (8) 孔昭乾（樛園）——江蘇吳興、光緒九年の進士、刑部候補主事、三一歳、英仏。
- (9) 洪勳——浙江余姚、光緒六年の進士、戸部學習主事、三二歳、イタリア・スウェーデン・ノルウェー・スペイン・ポルトガル。
- (10) 徐宗培（子厚）——順天府、監生、戸部候補員外郎、三二歳、イタリア・スウェーデン・ノルウェー・スペイン・ポルトガル。
- (11) 程紹祖（菊村）——江西新建、監生、兵部候補主事、三八歳、ドイツ。
- (12) 金鵬——広西臨桂、光緒十二年の進士、戸部學習主事、三三歳。

以上の中、李瀛瑞・李秉瑞・程紹祖の行先については必ずしも確実でない。また金鵬の遊歴先は不明であるが、ルートにつき二名

が遊歴したとすれば、程紹祖とともにドイツへ行ったのではないかと推測される。なお孔昭乾と李瀛瑞は海外で死亡している。残る一〇名中、一部にせよ遊歴の記録を今日に残しているのは傅雲龍・顧厚焜・繆紹孫・劉啓彤・洪勳であり、徐宗培の報告書も台湾にある総理衙門檔案中に残っている模様である（9）。

二 洪勳の北歐南欧調査

洪勳の遊歴報告書は「遊歴意大利開見録」、「遊歴瑞典那威開見録」、「遊歴西班牙開見録」、「遊歴葡萄牙開見録」、「遊歴聞見総略」、「遊歴聞見拾遺」であり、いずれも王錫祺編『小方壺齋輿地叢鈔』再補編、一一帙、に収録されている。

「遊歴聞見総略」の末尾に旅程が記されており、これによれば、洪は光緒十三年十一月初頭上海を出港してイタリアのジェノヴァに上陸し、十二月ローマに着いた。イタリア各地を遊歴した後オーストリア・ドイツを経由して一四年五月末ストックホルムに到着している。その後スウェーデン・ノルウェー各地をめぐる、十月初スウェーデンを離れデンマーク・ドイツ・ベルギーを経てパリへ行き、これよりロンドンに往復し、スペインを経て十一月リスボンに着いた。十五年初めマドリッドへ赴き、スペイン国内を遊歴した後、六月リスボンを発してジェノヴァへ戻り、乗船帰国した。「通計するに、船路六万余里、鉄路約四万里」と記している¹⁰。この遊歴には寶炳榮（文卿、浙江鎮海）という通訳が同行したが、洪は、この人物について、上海広方言館出身で二〇歳という若年にもかかわらず仏語と英語に堪能であったと評している¹¹。なお洪勳の帰国後の経

歴や没年、他に著作があるかどうか等については不明である。

さて遊歴諸国についての聞見録はほぼ一定のパターンに従っている。「遊歴意大利聞見録」(全一八葉)は次のような順序で記されている。地理、歴史、政府、議院、中央官庁——「内部」「外部」「戸部」など——、地方官制、裁判所、陸海軍兵力、軍艦の隻数、要目、政体、芸術・宗教、気候、地形、戸口、農鉱業、中央財政、国債、地方財政、貨幣、高等教育機関、初中等教育機関、軍学校、通商、入港船舶数、鉄道、郵便、電信。この後、ローマ、ナポリ、シシリ島など洪が訪れた各地について記し、次いで軍港・造兵廠・火薬廠・造船所・製鉄所・紡績織布工場などの見学記事がある。さらにローマ教皇及びヴァチカン宮殿、教会堂、ナポリの中国修道院について述べる。イタリア各地の名勝旧跡の見聞記もある。最後に王宮舞踏会——洪はこの時イタリア國王に引見されている——、観兵式、国営宝庫について記している。

「遊歴瑞典那威聞見録」(全二五葉)においては、地理・歴史以下郵便・電信に至るまでの各項目については先ずスウェーデン次いでノルウェーのことを記するという形式がとられている。当時両国はスウェーデン國王のもとで同君連合を形成していたからである。河道や図書館などイタリアの場合には見られぬ項目も含まれている。ストックホルム・ウプサラ以下の諸都市や工場その他の見聞について記した後半部はイタリアの場合よりも内容が豊富であり、小銃弾・魚雷・水雷、陶磁器、製紙、マツチ、時計、電話、運河・閘門、防火・保険、スケート、プール、北極探險、茶会、写真などについての記事がある。

「遊歴西班牙聞見録」(全六葉)、「遊歴葡萄牙聞見録」(全六葉)の

項目・順序も大むね同様であるが、ただこれらにおいては植民地のことがやや詳しく記されている。また前者には闘牛や医学についての、後者には西洋建築と精神病院についての記事がある。

以上の聞見録が遊歴諸国についての各論であるとすれば、「遊歴聞見総略」(全二〇葉)は今回の欧州遊歴の総論である。その内容は以下の如くである。欧州諸国の首都名、政体、陸海軍、学校、農業、法律・刑罰、財政、「重商」、キリスト教と儒教、貴族、戸籍、婚姻、出生・死亡、礼制・服制、音楽、警察、「工程局」、「善舉局」、書籍・図書館、武器庫、絵画、病院、「養育院」、特許庁、博物館、天文台、「会」、株式会社、新聞社、劇場、王宮、市場、公園・別荘、植林、都市、関税、道路、河川、橋梁、港湾、緯度経度、地球、潮の干満、海流、植民地、欧州強国論、ロシア論、政党、中西商業關係、西洋人の遊歴、言語・翻訳、西洋の士大夫、西洋人の中国論、遊歴ルーツ。また「遊歴聞見拾遺」(全二葉)には、キリスト教・仏教論、決闘、華僑、露独仏英についての記事などが入っている。

以上の如く、洪煦の報告書は、遊歴した諸国さらには西洋文明の様々な側面についてのエンサイクロペディア的な記録である。その内容は多岐にわたっているが、大むね制度・文物や見聞したところの叙述・紹介であり、西洋文明についての突込んだ議論や中国との比較・対照といったことは殆ど見られない。因みに、洪は遊歴諸国中スウェーデンに最も好感を抱いたようであり、同国では他に比べ犯罪発生率や文盲率が著しく低いことをあげている(12)。以下においては、彼が西洋の政治と経済をどのように眺めたかをみてみよう。

2

洪煦は、欧州諸国の政体は「君主」「民主」「君民共主」の三等に

分れるとして、次のように説明する。

君主国は「君が権を有し、位は子に伝え、事は鉅細となく君が得て之を主る」。ロシアがこれである。民主国は「位は賢に伝う。國人より公舉し、議院において衆の推戴する所の者を扱ひて之を主と爲す。伯理爾天徳と曰い、訳せば即ち總統の意なり。事は衆に由りて決し、七年を以て一任と爲す。任満たば位を去り、常人と等し」。今のフランスがこれである。君民共主国は「位はまた子に伝え、或いは例むね女に伝うを準す。……政事は上下議院に由り、政府が擬定す。国君は画諾し、府を守るが如し。借債・増税のごとく一切の財用に関渉する者は、必ず下議院の議準すを俟つ。下議院は各省の紳耆を聚め深く民隱を悉るを以てなり。これに非ずば恐らく以て國人を服するなし。故に之を君民共主と謂う」。イタリヤ、スペイン、ポルトガル、スウェーデン、ノルウェーは皆これである⁽¹³⁾。

ところで、中国語の文献において各国の政体を専制君主制・共和制・立憲君主制の三種に分けるのは、ミューアーヘッド（慕維廉）の『大英国志』（一八五六年刊）より始まるとされる⁽¹⁴⁾。次いで一八六〇年代以後、マーチン、フライヤー、アレンなど華西洋人が刊行した著訳書や定期刊行物において、「民主」「君主」という語を用いて西洋の政治を説明することが行われるようになった。中国人の著作では、これらの影響を受けた鄭觀応の「論公法」（一八七五年、『易言（三六編）』（一八八〇年刊）所収）や王韜の「重民下」（『張園文錄外編』一八八三年）、さらにフランスに留学した馬建忠の「上李伯相言出洋工課書」（一八七八年、『適可齋記言記行』所収）が、三種の政体に「君主」「民主」「君民共主」の語をあてており、

一八八〇年代後半にはこのような政体三分法は中国知識人の間で或る程度流布していたと思われる⁽¹⁵⁾。

さて洪範は、主権の所在とともに君主或いは大統領の継承・選出方法によって政体を三分している。極めて簡単ではあるが、立憲君主制における国王と議会の関係についてはほぼ正確にとらえているといつてよい。

洪は、遊歴諸国——いづれも「君民共主」——の聞見録においても、政体の項目を設けている。スウェーデンを例にとれば、「政は上下議院より議し、政府より出、国王は画諾し頒行す。また君民共主の国は然りとなす」と述べた上で、一八〇九年（原文では「嘉慶十三年西曆一千八百有八年六月」とする）の憲法（「政治条例」）を紹介している。即ち、国王はルーテル教徒であること、臣民は国王に違背し得ぬ、陸海軍は国王が統率する、宣戰議和は国王が主宰する、大臣選任・条約締結・裁判・大赦は国王が命じ政府・議院が同意した上で決定する、上下両院議員は民間より選挙する、王位は女性には継承されない、等である⁽¹⁶⁾。また議院の項目では、上下両院の議員定数、俸給の有無、選挙権・被選挙権者の年齢・財産条件、任期、を具体的な数字をあげて記している⁽¹⁷⁾。

以上のような政体や憲法・議會についての記述は、兩余の政府組織についての記事と同じく、毀譽褒貶を加えることなく制度的枠組を紹介叙述したものであって、議會や憲法が政治においてどのような機能を果たすか——王権を制限し國民の政治参加や國民統合を保障するといった——には言及していない。また中国の政体との比較も行われていない。洪は、スウェーデンの政治について、

学校の制はこれ謹み、科条の設はこれ寛か、故に國人はみな自

愛を知りて罪犯は特に少なし。その政の欧州の推許する所となる者は、尤も教信修睦と商旅を善待するに在り⁽¹⁸⁾。

と賞賛している——イタリヤその他についてはこのような賞辞はみられない——が、これは儒教的理想の投影ではあつても、必ずしも同国の政治の實際を理解した上でのものではなかつた。

洪熙の西洋議會政治認識は、以下のような政党論にも示されている。彼は、先ず中国古来の「党」について、「古より君子・小人の分は、黨猶既に異なり、氷炭容れず、之を謂いて党と爲す」と述べ、他方「今の泰西各国の党は則ち然らず、君子・小人を以て之を分たずして、君主・民主を以て之を分つ」とする。即ち君主国でも民主国でも君主党と民主党的の兩党に分れ、「各国の政府・議院・大小臣工は皆兩党中の人」であり、それぞれ己が意見に固執して妥協しない。また「兩党の間を調停し、不党を以て自ら一党を爲す者」もある。大臣・官僚も党人でない者はなく、進退黜陟はことごとくその魁に従う。而して「其の魁の勢焰」は党の衆寡によつて決まるので、「声氣・齟齬」といった諸弊害は免れることができない。「植黨」はこのように「国のための道」ではないが、「相習いて風と成」り、禁止しようとしても出来ない。欧州で党派対立が最も激烈なのはフランスの君民兩党である。君民兩党以外に、アメリカ合衆国では「南黨・北黨・男主黨・女主黨」がある。ところで「まさに王たるべき者」は、臣下が互に心を合せて協力し謹んで公務にあたること（和衷・共濟・同寅・協恭）を貴しとするのに、臣下は「道に背きて馳せ、門を分ちて立」っている。これでは「臣の君に事うるの義」は果していずにあるというのか。かくみれば、「君子・小人の分、已に辨を待たずして自から明らか」である⁽¹⁹⁾。

以上の如く、洪熙は、西洋の政党は中国古来の朋党とは異なり、君主制を是とするか或いは共和制かという政見によつて分れるという認識から出発してはいる。だが彼は、結局のところ西洋の政党も人的コネクションによつて首魁のもとに結集した私的派閥・徒党であるのとらえ、臣下たる者は一致団結して君主を翼賛せねばならぬとの立場から、政党の意義を全面的に否定している。前述の如く、洪は各国の聞見録において議會や選挙に言及しているが、政党はこれらと関連づけられていない。民意を代表し政策によつて争うという近代西洋議會政治のもとにおける政党の役割は、彼の視野には入らなかつたのであつた⁽²⁰⁾。

3

次に洪熙が西洋の經濟をどのようにとらえたかをみてみよう。先ず洪は農業について次のようにいう。

欧州諸国は各地に農事博物院を設け農業及び農器具の研究に努めているが、農民は必ずしも裕福でなく、荒蕪地も散見され、「農を以て貴しと爲さざる者」がある。欧州諸国は多く寒冷の地にあり、緯度で比較すればスペイン南境のみが直隸省以南にあたり年二回の收穫が可能である。これは「天時において限らる」ということである。また欧州は山地・河川・砂地が多くて可耕地が少なく、平原が数百里に及ぶのは独仏のみである。遊歴諸國の土地は「禹貢九州の等」になぞらえれば「中中」の地に相当し、「下下」の土地もある。これは「地利において限らる」ということである。さらに西洋人は一般に事を行うに際し思慮・研究を尽して最善を求めるが、農業はしからずして、「國家に耕藉勸農の典」なく、農民は怠惰で逸樂に耽り艱辛に耐えない。「人事」もかくの如きである。また農機器も

中国に比べさほど優れているわけではない。

洪は欧州農業をこのように論じ、他方、

中国は夙に繁庶を称し、農を為す者は十に八九を得。国本の係るところ、民食の関わる所なり。農は先疇の狀敵に服し、工は高曾の規矩を用う。出て作り入りて息む、安んじて固然たり。斯の民は皆三代の遺にして、必ず新法を講じ機器を用うべからざる者あり。

とする。欧州諸国では大むね「商部」が「農部」を兼ねているように、政府当局は農を貴はずして商を貴んでいる。これは「人事」ではあるが、また「天時・地利」の然らしめるところでもあろう(21)。

以上のように洪勳は伝統的な農本主義の立場から欧州農業を批判している。それでは洪は西洋の商業をどのようにとらえたか。彼は「欧人は商を重んず。他務は遑あらず。商務が急たり」として次のようにいう。

欧州では商部の外に商業會議所(商会)が各地に設けられ、「官と商は一气」である。およそ外交、海軍整備、公使・領事派遣さらに植民地建設といったことは商のために行われるのであり、國家はこれらに鉅款を惜しまない。では何故に國家は商業を重視するのであろうか。各國の通商は「贏を操り奇を計り、先を争い後るを恐る」が、これは商家の利になるからばかりではない。即ち「物産農生の販運」が多ければ農に利があり、「器械工成の銷售」が広がれば工に利がある。さらに商業に課税すれば「國課を裕か」にすることができ。欧州の國家では歳入中關稅の占める割合が大きく、雜項の稅も商家より出るものが大半である。即ち商業は國家にこそ最大の利をもたらすのである。また各國は氣候・土地・製造業が異

なり、「羨れるを以て足らざるを補う」には商業によらねばならぬ。

洪は、西洋諸國が商業を重視する理由をこのように説明した上で、「誠に、中国の地大物博にして境内の産は以て供給するに足り、匱乏を虞る者なきにしかず」とする。さらに彼は西洋人の商業活動を次のように批判する。西洋では「金銀錢鈔」が尽く市場に回っているので、貨幣は多く退蔵(屯聚)され、利息を生むことが少ない。汽車汽船の交通が発達しているのに、輸送はたやすいが、財貨の蓄積は難しい。遠く海外へ出て市場を開いても、当初は巨利が得られるが、やがて集る者が多くなると利益は日々少なくなる。ところが貿易の利が衰えても植民地維持費は従来と変わらず、このため香港やインドでは近年経費が不足し債務が増加している。「巨海洪濤は天の異域を限る所以にして、國を越え遠を鄙とするは即ち天の西人を疲れしむる所以」であり、海外進出・植民地経営はかえって西洋を疲弊させる(22)。

以上のように洪勳は、中国の地大物博を誇り、中国の静態的自給的経済を善しとする立場から、西洋の「重商」政策や海外進出に批判の目を向けている。

洪の西洋経済観については、さらに次の二点を指摘し得る。その一は、彼が系統的な考察を加えているのは農業と商業に対してであって、工業についてはそうではないということである。彼は諸國で各種の工場を參觀しているが、工場内外の様子や機械類について記すか、或いは鉄鋼・紙・マッチといった個別産品の製造法を述べるにとどまっている。総じて農業・商業と並ぶ産業部門としての工業という概念や、さらには西洋社会の工業化ということは、彼の理解

を越えていたといえる。

その二は、国家との関係という視角から民間の経済活動をとらえる傾向が強いということである。前述の如く、西洋の「重商」をいう場合、洪は国家が商業を保護するという側面から説明していた。また株式会社組織の長所を論ずる際には、毎年会計報告を新聞に掲載しさらに株主に通知することや、「精明正直の者」を選んで経営者とし社員も俸給を手厚くして「自ずから事に専心するを得」させることと並んで、国家が会社を保護するとともに業務を査察すること——鉄道や船舶に損壊がないかなど——ことを指摘している。そして「商家の之を辦理するはこれ謹み、国家の之を維持するはまた周し」と評している(23)。ここには中国での情況に対する批判が含意されているといえようが、また同時に、近代資本主義経済のもとで企業は自らの計算に基づき事業を展開し利潤を追求するという原則が、伝統的中国官僚たる洪には理解し難かったということでもあらう。

三 繆祐孫のロシア調査

1

繆祐孫については、『江陰縣志』巻一五、に伝記がある。弱冠にして金陵に遊学し書院で学んだ。光緒十一年(一八八五)には『漢書』に引用されている経書について考証した『漢書引経異文録証』(六巻)(24)を出している。因みに彼は目錄学者として著名な繆荃孫(一八四四—一九一九、当時は翰林院編修)の従弟であり(25)、繆荃孫を通じて李致銘と親交をもった模様で、両者とも『越縕堂日記』にしばしば登場している。十三年の遊歴官選抜試験には第二位の成績で合格した。

繆祐孫の報告書は『俄遊彙編』(一二巻、上海秀文書局、光緒十五年)(26)である。これに所収の日記によれば、彼は光緒十三年九月十三日上海を発って十月十五日ジェノヴァに上陸し、スイス・ドイツを経て十月二十三日ベルブルクに到着した。約半年間同地で各所の参観や文獻調査を行なった後、十四年四月十二日出発し、モスクワを経て黒海・カスピ海方面を遊歴した。さらに水路及び馬車によりシベリアを横断して十月十日イルクーツクに到着したが、ここで重病に罹り病床に臥した。十五年四月十二日同地を発ち、キャフタ・張家口を経て八月には北京に帰っている。同行した通訳のことは記されていない。十六年六月、総理衙門よりその遊歴報告書が「能探訪精詳、有裨時務」との評価を受け、候補員外郎に昇任されるときにも四品銜を賞加された。同年末には総理衙門章京となり管俄役に勤務した。光緒二十年頃には総理衙門の海防股にも兼務している。『江陰縣志』によれば四四歳で病没しているの、その死亡は光緒二十四年(一八九八)頃であらう。

次に『俄遊彙編』の内容を簡単に記しておく。

「俄羅斯源流攷」(巻一、一一五葉)

漢代西域諸国は半ば匈奴に役属したが、今ロシアは「従前の積弱を一洗」し西域さらに漠北を併合したと述べ、「洵に亘古にまだ有らざる所なり」とする。次いで各種の史書を参照して、ロシアは吐蕃の遺であり、唐宋期に黒海西北よりバルト海南部へ進出して国を立てたと言う。また拓跋や烏孫がロシアであると説の誤りを指摘している。

「訳俄人自記取悉畢爾始末」(巻一、五一—一〇葉)

ロシア人の著作を翻訳して割註と論贊を附している。原著者名は

されていない。内容は、イワン四世やイエールマーク以来のロシア人のシベリア進出を年代記風に述べ、ネルチンスク、キャフタ、愛理、北京の各条約にも触れている。

「訳俄人自記取中亜細亞始末」(巻一、一〇一—一五葉)

前書と同様の体裁をとり、一八世紀初ヒヴァがビョートル一世に入貢して以来、ロシアがキルギス、ブハラ、ヒヴァなどを征服していく過程を記している。

「疆域表 上・中・下」(巻二—四、六九葉、四五葉、四〇葉)

先ず欧亚にわたるロシア領土の幅員・経緯度・面積・隣接国などを記した後、波羅的海部、黒海部、裏海部、白海部、喀復喀斯部、悉畢爾部、中亜細亞部の順に、それぞれに属する各地域のことを記している。ここでは表形式をとっており、上から下へ「都会」「属城」「山川」「物産」「砲台」「兵屯」「全界」「度数」「道里」「雜攷」という欄を設けている。ペテルブルクを例にとれば、「都会」の欄に「森比德堡」という漢字名とともにロシア語による綴りを示し、一七〇〇年建都されたことや、同市にある宮室——エルミタージュ宮殿など——・苑囿・官署・大学塾・観象台・寺観を記している。「属城」の欄ではペテルブルクに属するツァールスコユ・セローその他の市町村を列挙する。「全界」はペテルブルクの東西南北に当る地名を、「度数」はペテルブルクの経緯度を、「道里」は面積と(ペテルブルク以外の場合、首都からの距離を記している。「疆域表」の全体を通じて、山川・物産・砲台については簡略であり、記載を欠く場合もある。「都会」の欄では、その地の歴史や住民——大ロシア人あるいは白ロシア人といった——についても記されている。「雜攷」では、種々の中国史書・地理書を引いて、地名の比定が試みられている。

る。

「鉄路表」(巻五、一三葉)

鉄道は「國家の有無を通じ生人の日用を濟く」上で汽船よりも有用であるとする。さらに鉄道の効用を論じて、(一) 全国の卒伍を数日で集中できる、(二) 武器や糧食を直ちに戦場へ送ることができる、(三) 輸送途中で官私に累を及ぼさぬ、(四) 貴人や儒生の見聞を広める、(五) 災害の救恤を速に行うことができる、(六) 物資の流通がスムーズになり輸送コストを削減する、と述べる。また鉄道建設への反対論として、(一) 運送業が衰退して「遊民が失業」し、これが騒乱をもたらす、(二) 敵の侵入を容易にする、の二点をあげ、これらは当らぬと論じている。次いでロシア全土で二万八千余俄里に及ぶ鉄道路線につき、一覽表形式を用いて、各路線の主要駅名と区間距離を示している。

「通俄道里表」(巻六、一九葉)

「中俄の接壤は東西二万里に幾」いが、大山・沙漠の天険も交通が開けた今日では恃むに足らぬ。だが従前の書は中露間の交通路の概略を記すのみであり、さらにロシア人は奪った土地にロシア名をつけ諸族の懐旧の心を遏え且つ途を識る者を迷わせようとしている。繆はこのように述べて、ロシアの「行軍地理図」に拠り中露国境地帯の諸交通路を表によって示している。例えば伊犁からオムスクまでの路について、その間の宿駅名と区間距離を示し、官路であって駅通が整備されているといったことを記している。

「山形志」(巻七、一一七葉)

西はカルバト山脈から東はスタノヴォイ山脈、カムチャツカ半島に至るまでの諸山脈について、地形・風景や鉱産を記す。「身ら踐

歴した所」とロシア人の地理書とによって著したという。

「水道記」(巻七、七——一七葉)

ロシアは陸地の国であり外洋へ出るにはダーダネス海峡やカテガット海峡を経ねばならぬとした上で、バルト海、黒海、カスピ海、北氷海、東海の順に、それぞれにある港湾・島嶼や海産・結氷期間などを述べる。またこれらの海に注ぐ河川の名称と流域面積を記す。露文文献を訳し、加えて「耳目の及ぶ所」を叙したとする。

「舟師実」(巻八、一——一葉)

ロシアが英仏の如く海外進出をなし得ないのは、地形の制約によるとともに兵器や将校の質に自信を持てぬからである、だがロシア海軍は自国の防衛は十分なし得る、とする。次いで、バルト海艦隊、黒海艦隊、カスピ海艦隊、東シベリア艦隊の順に、それぞれに属する軍艦の名称と要目——全長・幅員・トン数・馬力・備砲・乗員数など——を列挙する。また全海軍の将官・将校・兵員数を示し、教育や昇任にも言及する。一七世紀末ピョートル一世が西欧に人を派遣して造船・航海を学ばせ、自らも微服変姓して欧州を視察したことを論じ、以後ロシア海軍が振興したとする。

「陸軍制」(巻八、二——二四葉)

今日欧州でロシア陸軍はロシアに次いで強力であるとし、「其の制を詳攷するに、実に兵を農に寓するの意に暗合す」と述べる。陸軍の編制については次のように記す。正規軍(「額兵」)は、二一歳以上の者を徴集し一五年間勤務させ、平時は八〇万で、野戦軍(「前敵」)、予備軍(「後勤」)、後備軍(「儲備」)、補助軍(「協助」)より成る。歩兵・騎兵・砲兵・工兵があり、歩兵を例にとれば、軍団・師団・旅団・連隊・大隊という単位で構成される。他に

不正規軍があり、コサック部隊や回蒙などの外族部隊から成る。次いで下士官・将校の教育・任用や少尉以上の将校の階級名、将校の義務・職責などを記す。さらにロシア全土を「十四路」に分け各々に総督を置くことや戦時における総司令官任命、またロシア軍の戦術や年一回の大演習、平時の訓練などについても述べている。

「戸口略」(巻八、二四——三二葉)

民の衆寡により国の強弱が決まるが、ロシア人は「皆兵籍に入る」ので、「其の地の民数を区分」すれば貧富強弱を推定することができるとする。そしてベテルブルクは一六二万二千人、城内に九三万人、といった如く、全国の行政区画の人口を列挙する。沿海州は七万四千人でウラディヴォストークに九千人とされる。またロシアの社会や風俗についても論じている。

最後に、光緒十三年七月二十五日から十五年六月一日までの日記が、巻九——一二、に収められている。遊歴・参観した各地各所に於いての叙述以外に、ロシアの中国学者や官僚たちとの交流、ロシアの風物や少数民族についての印象など興味深い記事が含まれている。なお『俄遊彙編』には、ロシア各地についてのかかなり正確な地図——例えば「悉畢爾全圖」といった——が附されている。

2

洪敷の報告書と対比した場合『俄遊彙編』の特色は、文章について、中国古典に典拠をもつ語句が頻出するとともに、行論においても、歴代の正史や明末清初期の来華西洋人宣教師の著作、さらに図理琛『異域錄』、林則徐『俄羅斯略記』、徐繼畲『瀛環志略』、何秋濤『朔方備乘』など清代の史書・地理書をしばしば引用して、露文文献の翻訳——ベテルブルクにおいて「柏蘭茲」なるロシア人に依

頼している分——や自らが見聞したところと対校していることである本書の構成の仕方、伝統的な地方志のそれに近いといえる。

ところで、右に紹介したところから推測される如く、『俄遊彙編』にはロシアの政治や経済についてのまとまった記述や分析的な議論は殆ど見られない。ロシアの政府組織についても、『疆域表』中のペテルブルクの項で、「内部」「外部」といった官庁名を説明ぬきで列挙しているのみである。むしろ、『俄遊彙編』を通覧して先ず興味を惹かせるのは、その中国士大夫的な中露関係のとらえ方である。以下これについて検討してみよう。

繆祐孫は中国の対外関係の理念を次のようにいう。

中夏の賢聖の主は、戎狄を討伐し封略を恢展するを欲さず。故に漠北の窮荒は方万余里なるも、いまだ嘗て其の部落を郡邑にし其の旃裘を衣冠にし以て當時に震耀し後世に誇示するをせず(28)。

このように中国は古来対外平和乃至放任を原則としてきたが、「夷狄は貪殺にして、時平かならば則ち化に順い、世乱るれば則ち危に乗ずること古今一轍」である(29)。しかしながら、結局のところ、「夷狄は勇を恃みて謀なく、力を闘わせて智鮮し。故に驕猛といえども終には中夏に臣服」したとする(30)。

他方ロシアは、「欧州の北に起り、適たま胡虜の衰暮に当り、竟に席捲して之を有し、土地を疆理し、人民を械束」するに至った(31)、新疆の西にあるイスラム諸国はこの頃までにはロシアに併合されていたが、繆はこれについて次のように論ずる。清朝はこれら諸国が「多く弱小なるを以て、憐みて之を撫」してきたけれども、ヒヴァ・ブハラ・カザフは、

妄りに自ら俄に交通し、俄は遂に機に乗じて進み、漸く徼外諸部に及び、詐・力を挟みて以て迫脅し、衣冠を褚・田疇に伍し、駐するに勁旅を以てし、布くに猾商を以てす。既に震わずに威を以てし、更に誘うに利を以てす。城邑をして覬を改め、駅路をして平治せしむ(32)。

ここで繆は武力と商業とを併せ用いるロシアの巧妙な植民政策を指摘しているが、イスラム諸国の側にも、「回俗は譎詭にして順逆を識るなし」という如く、征服される原因があったとする。

以上のように繆祐孫は、中国の内陸アジア諸民族に対する関係については、伝統的な華夷秩序の枠組に則り、これらを文化なき夷狄とみなしている。他方ロシアを含む泰西諸国は、夷狄とは異なるとして、次のようにいう。

其の俗は本より武健にして、近百余年雄を争い威を取り、迭更に戦伐す。是において攻具を精研し、且つ鏃(や)み且つ師(し)い、其の師旅を治むるは弥(よ)い紀律を厳しくす。また鳴鎗(めいこう)剿掠(せうりゃく)の案に非ざるなり(33)。

前述の如く、『俄遊彙編』にはロシアの政治や経済について論じたところが殆どなかった。繆は日記の中でロシア人との交流について記し、好印象を抱いたことを示唆しているけれども、彼がロシアは古来の夷狄ではないという場合、その主たる根拠は近代の軍事力であった。

それでは繆祐孫は、ロシアの東洋進出、中国に対する脅威という問題をどのようにとらえたのであろうか。

繆はロシアの黒龍江地域開発を記し、ロシアは仏英のベトナム・ビルマ進出を聞いて「悍然心動き、朝鮮に垂涎す。其の貪念は弥い

よ織んにして狡謀は弥いよ深し」とする(34)。またロシアは「綴芬諸口は冬寒く早く凍るを以て、心に朝鮮の熊水・咸陽の地は終年氷無きを眺み、之を得て船塢と為さんとする」と述べ(35)、ロシアが朝鮮に不凍港を獲得することを計画しているとする(36)。

しかしながら繆は、ロシアの朝鮮進出については「国の根本は西に在り。また頗長けれども及ぶなしの勢いあり」と述べ(37)、またロシアの東進全般についても、

今俄地漸く逼るといへども、我の形勢いまだ尽くは失われず。

西は新疆・回疆を保ち、中は外藩蒙古を輯らげ武備を庫倫・烏里雅蘇台・科布多に嚴しくし、東は東三省の門戸を固くせば、また背を拊ち吭を扼え、敢て逞しくせざらしむ。

と論じ(38)、中国は各地でロシアの進出に対抗することができるとする。シベリア鉄道建設計画についても、ロシアはウラディヴォストークへ至る鉄道を敷設せんとしており「其の志は朝鮮及び東三省に在り」という来露英国人の言葉を引用しているものの、「英の俄を慮ることまた切」であり、英人の言を額面通りに受け取れることはできぬと記している(39)。

以上のように、繆はロシアの中国に対する脅威をさほど深刻には受け止めていない。これには、次に見る如く、彼がロシアの軍事力やさらには政治・社会の現状に対し彼なりに弱点を見出していたことが与っていたと思われる。

3

繆祐孫は、ロシア陸軍の兵員について、

竊かに厭し其の卒伍を聞するに、整肅の規あるも鼓舞の志なく、威を畏るといへども德に懷かず。以て勝を取るべくも、

敗創を経難し。此れまた深く恃むに足らざる者なり。と記し、命令には肅然と従うが自発心なく、負け戦にはもろいと評している。ロシア軍が大兵力であることに關しても、

俄は近歲府庫空匱にして、以て加税し民和を失う。乱党因りて不軌を謀る。皆な兵多きの故に由る。

と述べ、むしろこれが増税の原因となり社会不安を惹き起こしているとする(40)。

右にいう「乱党」については、日記の中で、「クロボトキンの党」その他が存在し、ロシアは「貧富均しからず、国家の賦税は重」いので「一切之を反し、君主を易えて民主と為すを思」っているという旨のロシア人「柏蘭蓀」の説明を記した上で、「俄は民瘼からず、患は蕭牆に在り。其の主徒らに遠略に驚るは何ぞや」と論じ、ロシアの対外進出政策を批判している(41)。

さらに繆は、ロシア社会の病弊について次のように述べる。都市民は社交好きで恒産が少なく、農民は怠惰である。本たる農業を棄て商工業で競っている。穀物を輸出して一割の利を得、国内の食糧不足を招いている。大学生は「時政を譏弾するを好み、妄りに紛更を冀い、非分を圖らんと希」っている。智者は蓄財に巧みで威張り、愚者は卑しく人に使われ貪欲である。ポーランド人は狡猾勇猛でくり返し反抗する。その地はプロシア・オーストリアに近く、時にこれらを潜誘しロシアの隱憂となっている。フィンランドはまた風尚を異にし、貨幣鑄造から税関設置まで多く自ら行い、ロシアから統制しにくい。アジアの領土は種族が雑多で、しかも流刑囚が増加しているのので、「桀驁頑劣」の者が人口の三、四割を占めている。またロシア人は酒・タバコ・カード遊びを好み、女性はダンス・スケ

トを嗜み歌唱を習うこと「性と成る」に至っている。これまた「通國の大病」である(42)。

以上の如きロシア社会のとらえ方は、大むね的を射たものといえるが、また他方では、「先祖伝来の法度と田畑を守り、悠々と暮し、子孫が増えるのをいとわぬことにこそ、立國の本がある」(43)という中国の伝統的な生活様式の固守を善しとする思考に立脚してもいた。

このように繆祐孫は、ロシアが夷狄とは異なることは勿論認めつつも、なお中国中心的価値基準に基づいて、ロシアの政治や社会に批判の眼を向けている。これは、中国の対内陸アジア関係に関し彼が伝統的な華夷理念に立つてとらえていたことと相俟って、ロシアの内陸アジア諸國征服に対し次のような見解を彼に抱かせることになる。

朝廷は其の小を閔み、之を字しむ。俄は乃ち其の小を欺き、之を併す。諸を天道に授るに、またいづくんぞ能く此の土を恒有するや。吳越併されて楚に滅び、六詔併されて元に入る。近世の英吉利は、亞麥利加洲を営みて後、卒に華盛頓に帰す。此の中に殆ど天あり。また尽くは人力に関らざるなり(44)。

即ち、いずれ「天道」により、ロシアの無道な支配は終るであろうということである。

4

繆祐孫のロシア論に見られる第三の特色は、ロシアで見聞した様々な事物を、しばしば中国の歴史・制度の文脈の中におきかえて解釈していることである。即ち彼は、『旧唐書』、『後漢書』などの記事に拠って、ロシア人は吐蕃の遺であると論じている(45)。ドンそ

の他のコサックは隋唐代の突厥可薩部の遺であるとする(46)。また彼は、ベテルブルクで曲馬団の演技を見たことを日記に記す際、『南史』に見える梁の天監四年(五〇五)「河南國、赤龍駒を獻す。能く拝伏し善く舞う」という記事を引き、「河南國」は今日のオランダであり、「獻する所の馬は即ち今の馬戲の祖か」と記している(47)。或いはセヴァストポリ近くの黒海岸で「二千年前の城郭跡を見学した時、これは『後漢書』にいう條支國であらうとする(48)。

右のような推定は勿論臆測の域を出ぬが、ただ繆が中国の古典・歴史に通曉し『漢書引経異文録証』という著作もある清朝文人官僚の典型であることを示しているとはいえるであらう。なお繆は、シベリアへの途次、ニージニーノヴゴロド(現ゴリキー)において老婦人よりロシア語を習っており、甚だ難解であると日記に記しているが、その際、

其の天暖を呼ぶは惹爾噶と曰う。即ち熱字の転音なり。其の天寒を呼ぶは荷俾得保と曰う。即ち好冷の転音なり。

と記す如く(49)、ロシア語の発音を同義の中国語より転じたものとして理解しようとしている。ここにも、ロシアの事物を既知の中国の事物にひきつけて解釈するという傾向が現れているといえよう。

繆祐孫は、このような姿勢からさらに進んで、

俄人の其の國を治むるは、多く法を中朝に倣う。彼京の内閣及び各部院を設くるは、尽くは同じならずといえども、大致は略ぼ似る。

という如く(50)、現今のロシアの制度には中国から模倣したものがあるとする。

即ち繆は、ロシア陸軍について論ずる際、「我が國家龍興し、遼

藩の八旗の子弟はみな兵籍に編まる」と述べた上で、次のようにい
 う。この頃ロシア人が南下したが、「列聖の赫濯たる声靈」が光被
 したので、ロシア皇帝(「可汗」)は「弥いよ天朝の典章法度を欽
 む」ようになった。その図書館には「清文官書・中枢政要・戸部則
 例等の笈」が数十函を下らず、また大学の優秀な中国研究者は必ず
 先ず滿文に通じ、「融化に沐浴すること固より已に久し」い。その
 兵制の大半は「旗籍の丁口の入冊及び歳どしの挑掇・考試の諸令に
 倣い、小しく之を變じ」たものである(註)。また繆は、ペテルブル
 ク以下ハバロフスクまで全国一四カ所に駐在する総督(「格聶拉勒
 固畢爾納脱」)について、「兵権を執り教省を兼轄す。其の制、実に
 中国の総督に倣う」とする。県知事(「固畢爾納脱」)は「地方を專
 管し、実に中国の巡撫に倣う」が、実際には「總兵官及び知府の如
 し」という(註)。さらにロシアのカフカース支配については、「其の
 高架司新藩を治むるは、改土歸流にして、即ち我が苗疆を治むるの
 法に倣う」と記している(註)。

繆祐孫においては、中国中心的価値観或いは中国文明への信頼
 は未だ揺いでいなかったということであらう。

おわりに

光緒十六年(一八九〇)六月十日、総理衙門は、既に帰国して報
 告書を提出した六名の遊歴官に奨励の措置をとりたい旨上奏し
 た(註)。繆祐孫は六名中第一等との評価を得、四品銜を賞加され主
 事より員外郎に昇任しているが、他方洪敷はこの六名中に含まれて
 おらず、その後も奨励を受けたかどうか不明である。

次に両者の報告書の内容についてみれば、彼らが外国の事物の何

に注目しそれらを如何なる方法・体裁でまとめたか、に關しては、
 二人の間には共通点よりも相違が目立つといえる。即ち洪敷は、遊
 歴諸国の歴史・地理に加え政治・経済・社会・教育・軍事その他に
 関わる制度や施設など当時の中国人にとり新奇なものを多く取り上
 げて紹介し、いわば近代西洋文明の諸々の事物についてのエンサイ
 クロペディア的な記述を行なっている。他方繆祐孫は、ロシアの地
 理を中心として東方進出や軍事・鉄道について詳しく記し、また表
 形式を多く用いている。さらに日記を付け加え、これらの中でロシ
 ア社会の機相にも言及している。ロシアの事物を見る際の彼の視角
 にはなお華夷秩序的或いは中国中心的なところが残っており、『俄
 遊彙編』は、近代西洋文明の紹介というよりも、むしろ前近代中国
 の遣外使節の記録や地方志に近いといえる。このような相違は、両
 者の学問的背景に加えて、洪が遊歴した北欧南欧諸国はいずれも立
 憲君主制国家であり中国との関係も希薄であったのに対し、繆が遊
 歴したロシアは専制君主制であるという点で清朝中国により近く、
 且つ中国とは清初以来國境を接し様々な交渉を持ってきたという事
 情によるところが大きいであらう。

ここで、二人の報告書が書かれた背景を知るために、一八八〇年
 代末当時の中国において西洋の政治・社会・学問に關する知識(西
 学)が如何なる形で存在したかについて略述しておく。

この頃、西洋に關する知識の最大の源泉は、江南製造局、京師同
 文館、さらに益智書會などの宣教師団体で刊行された翻訳書であった。
 これらを通じて、自然科学や技術・軍事の分野については或る程度
 の知識が入り、数学・電氣学・化学・医学といった学問の専門分化
 が知られていた。他方、今日でいう人文社会科学については、法

律・歴史・外交・学校などに関する数種の書物或いは書物の一部やパンフレット・規程の類が翻訳されていた程度であり、法学・政治学・経済学・歴史学等々の当時西洋で発達分化しつつあった学問体系は未だ系統的に紹介されていなかった。翻訳書以外では、『申報』、『万国公報』、『益聞録』その他の定期刊行物により、西洋や西洋事情についての断片的な情報も伝えられていた。また一八七〇年代後半以降西洋諸国へ派遣された清朝官僚の中には、郭嵩燾や馬建忠の如く、中国人の立場から西洋の政治や社会に対しそれなりに鋭い観察を加えた者も現れていたが、ただ彼らの観察記録が当時の官僚・知識人の間でどの程度読まれ理解されていたかは疑問のあるところである。

ところで、遊歴官の任務は、前述の如く、「出洋遊歴章程」の第九条において、「各処の地形の要隘、防守の大勢、及び遠近の里数、風俗、政治、水師、砲台、製造廠局、火輪舟車、水雷、砲彈」につき調査せよとされており、さらに第一〇条で、「各國の語言文字、天文、算学、化学、重学、光学、及び一切の測量の学、格致の学」についても学んだことがあれば報告せよと規定されていた。このような任務規定は、一面では西洋の政治や制度よりも軍事・技術に関心に向けた所謂洋務運動指導層の意向に沿ったものであろうが、他面、当時における西学の内容を反映していたともいえる。ここでは、軍事・技術や自然科学については具体的な調査対象を列挙しながら、政治や社会については何ら具体的に指示することなく、「風俗、政治」というのみである。西洋の政治・経済や社会を分析し記述するための方法・用語は、総理衙門首脳部の念頭に浮ばなかったものと思われる。むしろ、「風俗、政治」という文言は、地理

についての規定と同じく、伝統的な中国史書・地理書の記述様式を想起させるであろう。

洪熙と繆祐孫はかかる規定をふまえて報告書を作成したのであった。彼らはいずれも三十代前半の進士であり、当時の大方の科擧官僚と同じく、古典の学問に加え歴史・地理の知識は有していたであろうが、出国前より洋務に関心を抱いていたとしても、翻訳書や新聞雑誌からどれ程西学を吸収していたかは疑問である。洪の学問的背景は不明であるが、繆の場合、出国前の外国知識は、『魏源』『海國図志』や徐繼畲『瀛環志略』、そしてとりわけ何秋濤『朔方備乘』といった一八四、五〇年代の著作——これらはいずれも海外へ出ることなく行われた文献学的研究の成果である——から得ていたものと思われる。とまれ両者の報告書は、出洋遊歴章程の第九条で指示された調査項目は大むね満足させているが、第一〇条にいう諸学問については殆ど触れるところがない。外国語や自然科学の学習は進士である二人の手に余るものであったと思われる。

それでは両者の報告書は、当時の中国においてどのように読まれたのであろうか。繆の『俄遊彙編』は光緒十五年（一八八九）に刊行されたが、駐英公使薛福成は、その日記の光緒十六年六月十七日の条で、同書の巻一「俄羅斯源流考」を出典を記さずに引用している。また『俄遊彙編』の内容は、「鐵路表」と「陸軍制」を除き且つ若干配列を変えた上で、光緒十七年に出た『小方壺齋輿地叢鈔』の三、四帙に収録されている。『俄遊彙編』は刊行当初より中国の官僚・知識人の間である程度は読まれたものと推定される。他方洪熙の遊歴報告書は帰国直後に刊行されたか否か詳らかでなく、光緒二十三年（一八九七）に出た『小方壺齋輿地叢鈔』再

補編、に収録されることでようやく世人の目に触れるようになったと思われる。当時の変法運動に洪の議會政治・立憲君主制紹介が何らかの影響を及ぼしたのかについては、今のところ不明である。

ところで、義和団事件後の光緒二十七年（一九〇一）清朝が新政を開始すると、日本への留学生が急増し始め、これら留学生は西洋の様々な思想や学問を日本語訳を通じて吸収するようになった。また戊戌政変後日本に亡命した梁啓超らも、西洋の学問と思想を改めて日本で学び始める。これら留学生や亡命知識人が獲得した新知識は、彼らが日本で発行した新聞雑誌を通じて、また彼らの帰国に伴い、中国に伝えられた。このように二十世紀初頭中国の知的状況は激変するが、かかる中であつて、いわば伝統的な学問環境の中で育つた洪や繆の遊歴報告書がどれ程読まれたかは甚だ疑問である。

翻つて考えるに、光緒十三年の遊歴官派遣は、公使館設置や米欧への留学生派遣に続き、清朝が外国情報を直接獲得すべく採用した第三の方策であつた。ただこの場合、地方大官が関与することなく、専ら総理衙門が計画の立案、遊歴官の選考、派遣先の決定さらに帰国後の奨励に当つたことが注目される。留学生や外交使臣の派遣実現に加え当時の清朝外交全般に大きな影響力を有した北洋大臣李鴻章も、今回の遊歴官派遣には関わっていない。ここには湘軍系の総理衙門大臣曾紀沢と淮軍系の李鴻章の確執、さらには洋務の実践における主導権を地方大官から取戻そうという清朝中央政府の意図が現れていると言つてよいであらう。また六部官僚中、進士の資格を持つ者を優先して海外へ出したということは、直接的にはそれまでの公使館員や留学生の資質に対する批判に基づいていたが、より広く見れば、地方大官主導下での洋務事業が多く正途出身以外の人材

によって行われていたことへの批判を含蓄していたと考えてよい。

このような意味を担つて開始された六部官僚の海外派遣は、しかしながら、結局この時一回限りで終つたようである⁽⁹⁾。同時代人の鄭觀應は、『盛世危言』（光緒二十年）においてこの問題を取り上げ、遊歴官の俸給月額二〇〇両では外国での生活に足らぬ、彼らは外国人と交際せず何種類かの書物を翻訳するのみであつた、さらに彼らは微官であり、たとえ識見があつたにせよ帰国後才能を発揮する場がなかつた、と批判して、「王公大臣の子弟」を海外へ出すことを提言している⁽¹⁰⁾。周知の如く、宗室や官僚の海外遊歴は変法運動のスローガンの一つとなり——この際ビュートル一世や明治日本先の例が援用される——また光緒新政期にはかなりの規模で実現されることになる。これらの場合、光緒十三年の遊歴官派遣は、失敗の前例として時折想起されている。

以上見來たつたように、六部官僚とりわけ進士の資格を持つ者に海外事情を調査させるという計画は、結局中国の近代化にとりさしたる成果をもたらすことなく終つた。我々は、この事例の中に、儒教的伝統体制を維持したままでの清朝の近代化努力の限界を認めることができるであらう。ただ彼らの報告書は、特に外国事情を研究したことはなく洋務関係事業に参画した経験もなかったと思われる少壮の科擧官僚が、前述したような事情で二年近くの間外国を遊歴すればどのような記録を残すか、という点から見れば興味深い。筆者の関心は実はここにある。

注

(1) 佐々木揚「洋務運動期における清朝の外国事情調査——」

八八七年の遊歴官派遣』（川勝守編『東アジアにおける生産と流通の歴史社会学的研究』、中国書店、一九九三年）。尚この論文において、遊歴官派遣問題に関する史料及び主要な先行研究を簡単に紹介しておいた。

- (2) 傅雲龍と顧厚焜については佐藤三郎『近代日中交渉史の研究』（吉川弘文館、一九八四年）その他が、劉啓彤については三石善吉『晚清における西洋思想の受容（続）』（『史境』一五號、一九八七年）が取り上げている。

- (3) 『申報』光緒十一年三月七日「奏疏恭錄」。

- (4) 『清季外交史料』巻七、頁四一五。

- (5) 同書、頁五一七。

- (6) 織田萬主編『清国行政法』（汲古書院）第一巻下、頁一七五—一七六、一九六、二二九—二四〇、及び坂野正高『近代中国政治外交史』（東大出版会、一九七三年）、頁五五—六二、を参照。因みに、『大清摺紳全書』（榮録堂、光緒十三年夏）において、九名の進士はいずれも各々が所属する部の「額外司員 主事」の項に記載されているが、三名の監生については記載がない。

- (7) 『江陰縣志』（民国九年）、巻一五。

- (8) 『越縕堂日記』（文海出版社、一九六三年）、光緒十三年閏四月二十四日。

- (9) 本節で述べたところについて、より詳しくは、前註（1）の拙論を参照されたい。

- (10) 「遊歴聞見総略」、頁二〇。

- (11) 同書、頁一九。

- (12) 「遊歴瑞典那威聞見録」、頁二、一〇。

- (13) 「遊歴聞見総略」、頁一。

- (14) 佐々木正哉「中国における共和思想の展開と台湾民主国独立運動始末（上）」（『近代中国』一八巻、一九八六年）、頁一四七。

- (15) 孫会文「晚清前期『变法』論者対西方議會制度的態度和『君主立憲』主張の形成」（『国立編訳館館刊』三巻二期、一九七四年）、頁一七七—一八〇。熊月之『中国近代民主思想史』（上海人民出版社、一九八六年）、頁一〇—一一、一〇九—一二四、一四三—一四三。朱日耀主編『中国近代政治思想史』（吉林大学出版社、一九九〇年）、頁一五七—一五八。三石善吉『中国の千年王国』（東大出版会、一九九一年）、頁一八九、二二二。

- (16) 「遊歴瑞典那威聞見録」、頁五。

- (17) 同書、頁二。

- (18) 同書、頁五。

- (19) 「遊歴聞見総略」、頁一七。

- (20) 清末期中国人の政党論については、前註（2）の三石論文を参照。

- (21) 「遊歴聞見総略」、頁二—三。

- (22) 同書、頁三一—四。

- (23) 同書、頁一〇。

- (24) 京大人文科学研究所蔵。なお『江陰縣志』巻一五、には「漢書引経考証十巻」とある。

- (25) 『越縕堂日記』、光緒十二年四月十三日。

- (26) 東洋文庫蔵。リブリント版が沈雲龍主編『近代中国史料叢刊』(文海出版社) 第八九輯八八九、に入っている。
- (27) 『俄遊彙編』巻九、頁一七。
- (28) 同書、巻四、頁一三。
- (29) 同書、巻一、頁九。
- (30) 同書、巻八、頁一一。
- (31) 同書、巻四、頁一三。
- (32) 同書、巻一、頁一四—一五。なお引用文中の「褚衣冠、而伍田疇」は『春秋左氏伝』襄公三十年、に典拠がある。衣冠を取り上げ田畑に税をかけること。小倉芳彦訳『春秋左氏伝中』(一九八九年、岩波書店)、頁三八六、を参照。
- (33) 『俄遊彙編』巻八、頁一一。
- (34) 同書、巻一、頁一〇。
- (35) 同書、巻八、頁九。
- (36) 但し、この時期ロシア政府は朝鮮における港湾・島嶼の獲得を断念していた。佐々木揚『一八八〇年代における露朝関係』(『韓』一〇六号、一九八七年)、及び同編訳『一九世紀末におけるロシアと中国』(巖南堂書店、一九九三年)、頁二九—三七、を参照。
- (37) 『俄遊彙編』巻八、頁九。
- (38) 同書、巻七、頁六。
- (39) 同書、巻九、頁二〇—二一、「日記」光緒十三年十二月十日。また十四年三月五日の条でも、新聞記事によって、シベリア鉄道の予定ルートには三種の計画があることを記しているが、特に論評は加えていない。同書、巻一〇、頁一三。
- (40) 同書、巻八、頁二三—二四。
- (41) 同書、巻九、頁二一—二二。
- (42) 同書、巻八、頁二五。
- (43) 同右。「高曾矩矱、先疇黽畝、優游其間、不以有身為累、而立國之本在是矣。」
- (44) 同書、巻一、頁一五。
- (45) 同書、巻一、頁一一。
- (46) 同書、巻二、頁六七—六八、巻四、頁一。
- (47) 同書、巻九、頁一四。
- (48) 同書、巻一、頁八。
- (49) 同書、巻二、頁一。
- (50) 同書、巻一、頁一七。
- (51) 同書、巻八、頁二三。なおペテルブルクの図書館については、「日記」光緒十四年正月二十六日、により詳しい記述がある。同書、巻一〇、頁五一—六。
- (52) 同書、巻一、頁八。
- (53) 同書、巻二、頁一七。
- (54) 『申報』光緒十六年六月二十九日「總理衙門奏請給獎遊歷人員疏」。
- (55) 因みに、光緒二十三年(一八九七)に出た梁啓超『西學書目表』は、この頃までに出ていた翻訳書を、「西学諸書」、「西政諸書」、「雜類之書」の三類に分け、さらに西学諸書を、算学・重学・電学・化学・声学・光学・汽学・天学・地学・全体学・動植物学・医学・図学に分類し、西政諸書を、史志・官制・学制・法律・農政・礦政・工政・商政・兵政・船政

に分類している。

- (56) 郭嵩燾については、佐々木揚「郭嵩燾（一八一八—一八九一年）の西洋論」（『佐賀大学教育学部研究論文集』三八集一號、一九九〇年）及び同「清国初代駐英公使郭嵩燾の明治初期日本論」（『東方学』八三輯、一九九二年）を、馬建忠については坂野正高『中国近代化と馬建忠』（東大出版会、一九八五年）を参照。

- (57) 繆は、『俄遊集編』の「叙目」において、『皇清四裔考』、『平定羅利方略』、『異域錄』などとともに、林則徐・魏源・徐繼畲・何秋濤の著作を挙げ、何の『朔方備乘』を最も高く評価している。

- (58) 薛福成『出使英法義比四国日記』（鐘叔河主編『走向世界叢書』第一輯、岳麓書社、一九八五年）、頁一七三。

- (59) これには、遊歴官派遣計画に中心的な役割を演じた曾紀沢が光緒十六年閏二月二十三日に死亡したことが関係していると思われる。前註（1）の拙論の第三節を参照。

- (60) 夏東元編『鄭觀応集』（上海人民出版社、一九八二年）上冊、頁三八二。

『中国哲学研究』

知のコンステレーションなのか？

創刊号（1990年3月刊 281頁）

久保田知敏：白馬をめぐる対話的思考

日原 傳：『文心雕龍』体性篇の構造

馬淵 昌也：明清時代における人性論の展開と許誥

本間 次彦：傅山のために

中島 隆博：『荀子』における

（正しい言語の暴力とそのほころび）

第2号（1990年12月刊 151頁）

日原 傳：江陵張家山漢簡『脈書』について

機手 裕：全真教の衰容

茂木 敏夫：近代中国のアジア観

中島 隆博：魚の楽しみともう一度語ること

第3号（1991年7月刊 159頁）

長谷部英一：魏晉南北朝の曆論

伊東 貴之：『理』の恢復（上）

高柳 信夫：『天演論』再考

中島 隆博：どうすれば言語を抹消できるのか？

第4号（1992年3月刊 316頁）

戸川芳郎教授最終講義：『實無』と『崇有』—魏晉期の經藝

戸川芳郎教授年譜略・論著略目

馬淵 昌也：元・明初性理学の側面

伊東 貴之：『理』の恢復（下）

恩田 裕正：『朱子語類』『自論為学工夫』篇訳注（上）

中島 隆博：強死せしものと死体の方へ

定価 各2000円。お求めの方は当研究会までご注文ください。送料は当会が負担いたします。

〒113 東京都文京区7-3-1 東京大学文学部中国哲学研究室内 03-3812-2111（内）3746

東京大学中国哲学研究会